令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録目次

	第	1	号	(6月26日)
--	---	---	---	---------

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
出席議員(10人)	· 1
欠席議員(なし)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
説明員出席者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 2
議会局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
開 会	. 3
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
議席の一部変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
報告第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書	• 4
報告第2号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費繰越計算書	. 4
報告第3号 専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 5
5番 阿蘇佳一議員	
質問内容 1 可燃ごみの安定処理に向けた減量と分別徹底の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
2 はだのクリーンセンターにおける施設見学の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
8番 萩原鉄也議員	
質問内容 1 可燃ごみ焼却施設の1施設化に伴う取組の検証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
閉 会	1 6
田 カ 発 日	

令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録

議事日程

令和6年6月26日(水)午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 会期の決定
- 第2 議席の一部変更
- 第3 報告第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書
- 第4 報告第2号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費繰越計算書
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1~日程第6 議事日程に同じ

出席議員(10人)

1番	田	中	めぐ	・み	2番	中	村	英	仁
3番	福	森	真	司	4番	今	井		実
5番	冏	蘇	佳	_	6番	今	野	康	敏
7番	Щ	田	昌	紀	8番	萩	原	鉄	也
9番	長	嶋		樹	10番	Ш	口		薫

欠席議員(なし)

説明員出席者

組合 長 高 橋 昌 和 副 組合長 髙 山 松太郎 事 務 局 長 内 海 元 (総務課) 大 庭 孝 浩 総務課長 庶務班主幹 髙 橋 淳 (施設課) 施設課長 小島正之 はだのクリーンセ ンター 吉江正範 設備担当課長 (工場) 参事(兼)工場長 賢 菅 小 不燃・粗大施設 関 原 孝 雄 再整備担当課長 施設管理班主幹 今 井 裕 之

伊 勢 原 市清掃リサイクル 曲 本 浩 一課 長

議会局職員出席者

議会局長 齋 藤 雄 一 議事政策課 條 秀 香 参事(兼)課長 課 長 代 泉 小 祐 介 (議事担 当) 議 事 井 上 裕 大 主任主事

午前 9時56分 開 会

〇川口 薫議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

〇川口 薫議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において阿蘇佳一議員、今 野康敏議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

〇川口 薫議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議席の一部変更

〇川口 薫議長 日程第2 「議席の一部変更」を議題といたします。

秦野市議会の会派の異動により、議席の一部変更が生じたため、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席の一部を変更いたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○齋藤雄一議会局長 朗読いたします。

1番、田中めぐみ議員を2番へ、2番、中村英仁議員を1番へ。 以上でございます。

〇川口 薫議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。 それでは、次回の本会議から、ただいま変更いたしました議席にそれぞれ御着席をお願いいたしま 日程第3 報告第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越 計算書

日程第4 報告第2号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費 繰越計算書

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

〇川口 薫議長 次に、日程第3 「報告第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続 費繰越計算書」から日程第5 「報告第3号・専決処分の報告について」まで、以上の3件を一括し て議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長登壇]

〇高橋昌和組合長 本定例会に提出をした諸案件について説明をいたします。

提出いたしました案件は、令和5年度継続費繰越計算書、令和5年度繰越明許費繰越計算書、専決 処分の報告についての合わせて3件です。

初めに、「報告第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」について説明いたします。本件は、令和5年度から令和6年度までの2か年継続事業として実施している伊勢原清掃工場経費粗大ごみ処理施設整備事業費について、令和5年度の執行残額の424万3,000円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

次に、「報告第2号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費繰越計算書」を説明いたします。本件は、令和5年度当初予算として、また令和5年第3回定例会において繰越明許費の議決をいただいた車両維持管理費について、396万円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、「報告第3号・専決処分の報告について」を説明いたします。本件は、公用車乗車時における 物損事故に係る損害賠償に関するものでございます。

事故の概要は、秦野市役所の駐車場で、職員が公用車に乗り込むため、運転席側のドアを開けたところ、隣に駐車していた来庁者所有の普通自動車の側面に接触し、その一部を損傷させたものです。この事故で損傷した相手車両に係る損害賠償について、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による「議会の委任による組合長の専決処分について」に基づき、本年5月23日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の再発防止のため、より一層の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上で本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

[組合長降壇]

〇川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

日程第3 報告第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越 計算書

〇川口 薫議長 まず、日程第3 「報告第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続 費繰越計算書」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇川口 薫議長 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第2号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費 繰越計算書

〇川口 薫議長 次に、日程第4 「報告第2号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

〇川口 薫議長 次に、日程第5 「報告第3号・専決処分の報告について」を議題といたします。 これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇川口 薫議長 質疑なしと認めます。

日程第6 一般質問

〇川口 薫議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

阿蘇佳一議員。

[阿蘇佳一議員登壇]

○5番阿蘇佳ー議員 おはようございます。秦野市選出の阿蘇佳一です。ただいま川口議長から発言 の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問をいたします。今回は、可燃ごみ焼却施設 の1施設化を前に、ごみの減量、資源化を一層推進する視点から大きく2つのテーマに分けてお伺い いたします。

まず1点目は、可燃ごみの安定処理に向けた減量と分別徹底の取組についてであります。先ほど議員連絡会で執行部から報告を受けましたが、可燃ごみの搬入量は直近の令和5年度実績で、前年度に比べ約1,864トンの減、焼却対象量は約1,888トンの減となっており順調に減量をしております。このように市民、事業者の皆様が努力されてきた成果により、本年3月、めでたく1施設化を実現できたところでありますが、以前から申し上げているとおり、ごみの減量、分別の徹底は、将来にわたる永続的な課題と言えます。本組合におけるごみの安定処理や経費の削減はもとより、二酸化炭素の発生抑制、循環型社会の形成など、その結果は秦野、伊勢原両市にとどまらず、社会全体へ広がっていきます。

こうした社会的な意義を念頭に、今後さらなる減量、分別の徹底を推進していくためには、搬入されるごみの傾向を正確に把握することが重要であると考えます。そこで、まずは過去3年間における可燃ごみ搬入量のうち、家庭ごみと事業系ごみの推移をそれぞれお伺いいたします。

次に、2点目、はだのクリーンセンターにおける施設見学の拡充についてです。先ほど申し上げましたとおり、ごみの減量や分別の徹底は、可燃ごみ焼却施設が1施設体制へ移行した後も引き続き取り組むべき重要な課題ですので、市民の皆様に一層関心を持っていただくとともに、実際に行動していただくように促さなくてはいけません。そのためには、ごみ処理の現場を直接見て、現場の声を聞き、自分のこととして考えていただく機会を設けることが欠かせず、はだのクリーンセンターの施設見学は、その重要な役割を担っています。

さて、これまで伺ったところによれば、クリーンセンターの施設見学者は、令和2年から続いたコロナ禍の影響により、大きく減少したとのことであります。昨年5月に新型感染症が感染症法上の5類に移行され、行動制限が緩和されたことに伴い、スポーツや祭りなど様々なイベントがかつての活気を取り戻しつつある状況を見ると、施設見学を通じてごみ処理の重要性を学んでいただく機会を増やすとともに、その内容を充実させる絶好のタイミングではないかと考えます。

そこで、近年の取組実績を把握するため、新型感染症拡大前の令和元年から現在に至るまでにおけるはだのクリーンセンター施設見学者の人数はどのように推移しているか、お伺いいたします。

また、昨年12月に開催された令和5年度第4回定例会において、本年1月にはだのクリーンセンターで「クリセンわくわく探検ツアー」というイベントを実施するとのことでしたが、その実施状況についてどうであったか、お伺いいたします。

二次質問は質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

[阿蘇佳一議員降壇]

- 〇川口 薫議長 事務局長。
- **〇内海 元事務局長** 阿蘇議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目、可燃ごみの安定処理に向けた減量と分別徹底の取組についてお答えいたします。 御質問は、過去3か年における可燃ごみ搬入量のうち、家庭ごみと事業系ごみの推移についてでございます。

まず、家庭ごみについては、令和3年度が前年度に比べ約1,300トン減の4万3,673トン、令和4年度が約1,174トン減の4万2,499トン、令和5年度が約1,417トン減の4万1,082トンと、毎年度1,000トンを超える規模の大幅な減量を続けています。このような傾向は、両市が実施してきた減量・資源化施策と両市民の皆様による御協力の成果だと認識をしております。

一方、事業系ごみについては、令和3年度が前年度に比べ約145トン増の1万2,755トン、令和4年度が約210トン増の1万2965トンと、2か年連続で増加していましたが、令和5年度は約419トン減の1万2,546トンとなりました。

参考に申し上げますと、コロナ禍の影響を大きく受けた令和2年度は、前年度に比べ約1,506トンの 大幅な減となっていました。事業活動の回復に伴い、急激な増加傾向に転じることを懸念していまし たが、両市の施策効果も影響していると考えられ、おおむね横ばいで推移している状況にあります。

続きまして、2点目、はだのクリーンセンターにおける施設見学の拡充についてお答えいたします。 御質問は、施設見学者数の令和元年度からの推移と、クリセンわくわく探検ツアーの実施状況につい てでございます。

まず、施設見学者数についてですが、令和元年度では年間2,670人の見学者がございました。しかし、令和2年度では、緊急事態宣言が発令されていた期間に、一時的な受入れを制限したことなどから、547人と大きく落ち込んでいます。

その後、段階的に制限を緩和したため、令和3年度では957人、令和4年度では852人、さらに令和5年度では、5月以降に新型感染症が5類に移行したことに伴いまして1,377人と、令和2年度と比較して大きく増加しています。本年度は、5月末時点において既に605人となっており、見学者数は新型感染症拡大前の水準まで回復している状況です。

続いて、クリセンわくわく探検ツアーの実施状況ですが、本年1月28日に午前の部と午後の部の2回に分けて実施し、合計106人の両市民に御参加いただきました。ごみ処理博士に扮した職員がユーモアあふれる語り口で施設を紹介し、ごみクレーンでつかんだごみの重量を予想する賞品つきのクイズを出題するなど、楽しみながら学ぶをコンセプトに実施したところでございます。

参加者からは、「とても楽しかった」、「ごみ処理博士の説明がとても分かりやすかった」、「ごみピットの様子を初めて見て、ごみの量にびっくりした」などの声が聞かれ、盛況のうちに終えることができています。

以上でございます。

- 〇川口 薫議長 阿蘇佳一議員。
- 〇5番阿蘇佳一議員 御答弁ありがとうございます。続いて、二次質問を行います。

まず、可燃ごみの安定処理に向けた減量と分別徹底の取組について。可燃ごみ搬入量の推移については分かりました。家庭ごみは順調に減量が進んでおり、事業系ごみも懸念されていた大幅な増加は見られず、横ばいの傾向で推移している状況が分かりました。いずれも両市が推進してきた施策の成果であるとのことで、市民、事業者の皆様による御協力のたまものだと感じております。

このように市民、事業者、行政が一体となって努力を重ねてきたわけでありますが、今後施策効果をより高めていくためには、一層適正分別の徹底を促すことが重要です。分ければ資源、混ぜればごみ、この理念を広く浸透させていくことがさらなる減量に向けた鍵であると考えます。

また、時折はだのクリーンセンターに立ち寄った際、2階の見学フロアからごみピットを眺めてみますと、可燃ごみの中にまだまだ多くの資源物が混入しているように見受けられます。こうした実情を鑑みますと、搬入された可燃ごみに含まれる資源物など種別ごとの割合を把握し、傾向を分析するのが両市における効果的な施策の立案につながっていくと思います。

そこで、家庭系と事業系の可燃ごみについて、それぞれの種別割合を踏まえた傾向をお伺いしたい と思います。

〇川口 薫議長 事務局長。

〇内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、家庭系と事業系の可燃ごみそれぞれの種別割合を踏まえた傾向についてでございます。 本組合では、両市を含めた3者によるごみ処理広域化実施計画及び両市それぞれのごみ処理基本計画 の策定あるいは改定作業に合わせ、5年ごとに組成分析調査を実施しております。

この調査は、事業系と家庭系の可燃ごみを対象に、紙類や繊維類、プラスチック類といった大分類で14品目、小分類で47品目に及ぶ詳細なごみの種別割合を分析するものであり、直近では令和3年度の計画改定時に実施いたしました。

そこで、当時の調査結果に基づき、割合が特に大きかった上位3品目について御説明いたします。まず、家庭ごみでは、厨芥類が37%で最も多く、食べ残しや未開封状態の加工食品等、食品ロスに該当するものは約14%となっています。2番目は、紙類で22.5%となっており、資源化可能なものは約11%となっています。3番目は、プラスチック類で14.4%となっており、ひどい汚れなどがなければ資源物として排出可能な容器包装プラスチックは約11%となっています。

次に、事業系ごみでは、紙類が最も多く34.9%で、資源化が可能なものが約11%、2番目の厨芥類は26.3%で、食品ロスが約20%、3番目のプラスチック類は22.6%で、このうち容器包装プラスチックは約20%となっています。

したがいまして、家庭ごみ、事業系ごみともに、紙類とプラスチック類を中心に、いまだ適正分別 の面で改善の余地が残されていると言えます。さらには、食品ロスの削減を促していくことも減量に つながっていくと考えております。

以上です。

〇川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳ー議員 御答弁ありがとうございます。その中で、組成分析調査の結果によると、家庭 ごみ、事業系ごみとも資源化可能なものが多く含まれているということでありました。ごみのさらな る減量に向けては、引き続き適正分別の推進が必要であると改めて感じたところであります。

さて、一次質問の答弁によりますと、家庭ごみに比べ事業系ごみの減量はなかなか進んでいないとのことです。令和5年度は前年度に比べ減少に転じたものの、コロナ禍の影響も残っていると考えられ、不安定な状況にあると言えます。特に1施設化への移行が完了した現在は、万が一ごみ量のリバウンドが発生すると、はだのクリーンセンターで処理し切れない事態に陥ることも想定されます。そのような事態を回避すべく、両市において精力的な施策展開をされていることは理解していますが、本組合が将来にわたり安定処理を継続する上で、やはり事業系ごみの減量は大きな課題と言えます。

また、適正分別の徹底においては、現状のみならず、焼却炉へ投入してはならない危険物等の混入 を防ぐといった観点から、本組合において大きな意味合いを持つと考えます。こうした事業系ごみの 減量及び適正分別について、両市で施策を担っていることは理解しておりますが、本組合の立場から も取り組んでいることがあればお伺いしたいと思います。

〇川口 薫議長 事務局長。

〇内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、事業系ごみの減量と適正分別に向けた本組合における取組についてであります。御承知のとおり、本組合は両市から搬入されたごみの中間処理と最終処分を責務としているため、単独で実施可能な取組は限られていますが、一例としては事業系ごみの展開検査が挙げられます。

この展開検査は、両市から一般廃棄物の収集運搬業を営む許可を受けた、いわゆる許可業者がはだのクリーンセンターへ搬入した事業系ごみを対象に、両市と本組合が合同で実施しているものです。 具体的には、搬入物を手作業でより分け、危険物や資源物など搬入不適物の混入や、搬入条件に対する違反の有無等を、3者がそれぞれの立場から確認しています。違反が確認された事業者へは、両市から文書等による指導も行われています。

こうした取組の積み重ねにより、各事業者の規範意識が向上することで、適正分別の徹底が促され、 ひいては事業系ごみの減量につながっていくと考えています。

また、本組合では、許可業者あるいは市民等が施設へ直接ごみを搬入した際に徴収しているごみ処理手数料を令和7年4月1日から70円引き上げ、10キログラム当たり290円に改定することを令和5年第4回定例会において御承認いただいております。

ごみ処理手数料の徴収対象となるごみは、大半が事業系ごみとなっています。この改定を契機に排 出抑制や資源化への転換が図られることで、副次的ではありますが、減量効果も生まれるのではない かと考えております。

以上でございます。

〇川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 今答弁がありましたように、事業系ごみの減量及び適正分別における本組合独 自の取組として、事業系ごみの展開検査を実施されており、違反が確認された場合には、両市から文 書による指導も行われているということでありました。違反した事業者に直接指導し、改善させるこ とができれば、適正分別の推進に大きな影響を与えることが期待できますので、これからもこのよう な地道な取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、最後にはだのクリーンセンターの施設見学の拡充についてお伺いします。答弁では、はだのクリーンセンターの施設見学者が順調に回復しているとのことでした。また、クリセンわくわく探検ツアーにおいても、大勢の市民に御参加いただいて盛況であったとのことです。施設を見学する方が増えているということで大変喜ばしいことですし、施設見学の内容を工夫されていることも評価したいと思います。

さて、先日組合議会の視察として愛知県知多郡武豊町にあるごみ処理施設を見学しました。その施設では、市民が楽しみながら環境に親しみ、学ぶことのできる施設見学あるいは環境プログラムを定期的に開催をしています。例えばワークシートを活用して機械を見学しながらごみ処理の仕組みを学ぶプログラムのほか、古着のリメイクの講座やフリーマーケットの開催など、多様なプログラムがあり、本組合も参考にすべき点が多く、非常によい事例であると感じました。

冒頭で申し上げたとおり、施設見学はごみの減量、分別の徹底を啓発する上で非常に重要な取組の一つであり、例えば中学校給食の調理くずや食べ残しなどの食品ロス問題を題材に食べ物を大切にすることを訴えるなど、次世代を担う子供たちの意識醸成を図る場としても活用できます。

現在施設見学者の数が増えているとのことですが、次のステップとして見学プログラムの質をさら に向上させる必要があると考えます。

そこで、はだのクリーンセンターの施設見学がより効果の高い取組となるよう、今後どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

〇川口 薫議長 事務局長。

〇内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、はだのクリーンセンター施設見学の今後の取組についてであります。はだのクリーンセンターでは、両市内の小学校の授業だけではなく、両市の公民館が主催する見学会や自治会または個人で見学される方などに対し、平日の勤務時間中に施設見学を実施しています。施設見学では、専門的な知識を持った職員が説明し、ごみ収集車がごみを投入する様子やごみ処理ピットのクレーンを直接見ることができるだけでなく、施設の仕組みを解説した動画なども利用しています。

また、クリセンわくわく探検ツアーのような特別なイベントのほか、施設に来所しなくても動画サイトのユーチューブによるオンライン見学ができるようにするなど、社会の情勢やニーズに合わせて工夫、改善を加えながら実施をしているところです。

しかし、ごみの減量や分別徹底の推進は、ごみの安定処理のためだけではなく、様々な環境問題を解決するために注力すべき重要な取組の一つであり、組合としては両市と連携しながら、その啓発に 一層努力をしていく必要があると考えております。

そのため、はだのクリーンセンターの施設見学については、御紹介いただきました愛知県のごみ処理施設などの全国の事例を参考にしつつ、食品ロスなどの問題を啓発するほか、掲示物や見学会の手法等について新たな視点で検討を行い、質の向上を図るとともに、夏休みには親子で参加できる見学会を開催し、見学の機会をさらに増やしていきたいと考えております。

これからもはだのクリーンセンターが市民から愛され、誰もが行ってみたいと思うような施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

- 〇川口 薫議長 阿蘇佳一議員。
- ○5番阿蘇佳一議員 それぞれありがとうございます。少しだけ要望を述べさせていただいて、締めていきたいと思います。

秦野市、伊勢原市の可燃ごみの処理は、1施設への体制へ移行しましたが、クリーンセンターはごみ処理の現場の最前線であるとともに、市民が現場を見て学ぶ貴重な学びの場でもあります。先ほど紹介しました愛知県のごみ処理施設のような先進的な事例が全国にたくさんありますので、市民の意識醸成を一層向上させるためにも、これからも施設見学の内容を随時見直しするとともに、見学の機会をさらに増やしていただくようにお願いをしたいと思います。

最後になりますが、先ほど髙山副組合長から御挨拶がありましたけれども、今期をもって勇退されるとのことです。ですので、今回が最後の定例会になります。髙山副組合長は、平成24年に就任されてからこれまではだのクリーンセンターの竣工、秦野斎場の増築改修工事、可燃ごみ焼却施設の1施設化など、数多くの課題を組合長とともに手を携え、取り組まれてきました。これまでの御活躍に心から感謝申し上げたいと思います。まだ若い髙山副組合長ですから、これからの新たな人生が幸多きことを祈り、また我々にこれからも御指導願えればありがたいと思います。

感謝を述べ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇川口 薫議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

萩原鉄也議員。

[萩原鉄也議員登壇]

〇8番萩原鉄也議員 おはようございます。伊勢原市選出の萩原鉄也です。川口議長から発言の許可 をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問いたします。

本年3月に伊勢原清掃工場90t/日焼却施設が稼働を停止し、両市及び本組合の3者において長年の 課題となっていた可燃ごみの焼却処理の1施設化を実現することができました。このことは3者で様々な取組を重ねてきた成果であり、同時に多くの効果を生み出したのではないかと考えます。 そこで、これまでの取組内容を振り返り、検証することで、今後の施策立案や事業運営、そして将来にわたる可燃ごみの安定処理につなげていただきたい、この思いから今回一般質問をさせていただきます。

初めに、ごみの減量に係る取組について確認いたします。そもそも1施設化の実現は、焼却対象量をはだのクリーンセンターで処理可能な量まで削減することが前提となっていました。そのため、本組合では平成28年度に策定し、令和3年度に改定したごみ処理広域化実施計画に基づく水準まで削減することを目標に、両市と減量、資源化に取り組んできたと認識しております。

そこで、1施設化へ移行した令和5年度末時点で年間の焼却対象量を目標に対してどの程度削減できたのか。ごみ処理広域化実施計画を策定した時点との比較を交えて説明をお願いいたします。

また、削減に向けた多様な取組の結果、目標を達成し、晴れて1施設化を実現できたわけですが、 可燃ごみを大幅に減量できた要因の分析についても併せて伺います。

以上を壇上からとし、二次質問以降については質問者席から行いますので、よろしくお願いいたします。

〔萩原鉄也議員降壇〕

- 〇川口 薫議長 事務局長。
- **〇内海 元事務局長** 萩原議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、焼却対象量の令和5年度末時点における実績と目標の比較及び可燃ごみの減量要因についてであります。

御質問のとおり、両市と本組合では1施設化の実現に向け、可燃ごみのほか、可燃性粗大ごみ等を 含む本組合で焼却処理する総量、いわゆる焼却対象量を削減するため、ごみの減量、資源化を推進し てまいりました。

この具体的な削減目標としては、はだのクリーンセンターの年間処理上限量に当たる5万6,000トンとなります。ごみ処理広域化実施計画の初年度に当たる平成29年度の実績は6万5,277トンでございましたので、当初は約9,300トンもの削減を求められていました。

一方、直近の令和5年度実績では、先ほどの議員連絡会でも報告いたしましたとおり、5万4,843トンまで削減が進み、目標を約1,200トン下回ることができました。

このように大幅な削減を達成できた要因としては、市民の皆様の御協力はもとより、両市における様々な施策展開の成果と言え、一例としては草木類の資源化が挙げられます。秦野市では、平成28年7月から剪定枝に加え、公共用地における刈り草ごみの資源化を開始し、その後、平成31年4月から剪定枝と草類を合わせた草木類として、市内全域における分別収集を実施しています。

また、伊勢原市では、平成29年11月に剪定枝の資源化を開始した後、令和元年11月から戸別収集または自己搬入による草木類の資源化を実施しており、本年4月からは市内全域で分別収集を開始しています。

こうした両市における資源化施策の強化を通して一層分別が進み、従来焼却処理していたごみが資源物として収集されるようになりましたので、可燃ごみの減量につながりました。

さらには、両市の広報紙やホームページ等の各情報発信媒体及び本組合における施設見学会等、あらゆる機会を通じて3者が継続的な啓発活動を行ってきたことにより、市民、事業者の皆様に広く減量の意識が根づき、行動が定着化してきたことも大きく影響していると考えております。

以上でございます。

- 〇川口 薫議長 萩原鉄也議員。
- ○8番萩原鉄也議員 ありがとうございました。目標の達成状況と可燃ごみの減量要因については、 理解いたしました。両市において様々な施策を展開してきた成果とのことで、御協力いただいた市民、 事業者の皆様にもこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

また、1施設で安定処理を継続するためには、引き続きごみ量を減らしていく必要があります。本 組合単独で実施できる取組は限られていると思いますが、今後も両市と連携しながら減量、資源化を 推進していただきたいと思います。

さて、二次質問は財政的な取組について確認いたします。 1 施設化の移行時期については、当初令和7年度末までとされていたところ、令和3年度にごみ処理広域化実施計画を策定した際、令和5年度末までに見直しております。同計画においては、こうした2か年前倒しを決めた理由として、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設に係る維持管理経費等を削減する観点から検討した結果である旨が記載されています。実際に1施設化へ移行し、このような前倒しによる経費削減効果もある程度検証を進めていると思います。

そこで、主にどのような経費が削減でき、どの程度の効果額となったのか、現時点の見込みでも構いませんので、お伺いいたします。

- 〇川口 薫議長 事務局長。
- **〇内海 元事務局長** 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、1施設化を2か年早めたことに伴う経費削減効果についてです。移行時期の前倒しは、令和3年度に改定したごみ処理広域化実施計画で位置づけました。そのため、効果額は令和4年度から当初の移行時期としていた令和7年度末までの4か年に要する経費の見込みに基づき検証しています。

具体的には、この4か年において、令和5年度末に移行した場合と令和7年度末に移行した場合、 それぞれにおける伊勢原清掃工場90t/日焼却施設に係る維持管理経費のほか、本組合の事業運営に際 し1施設化に影響を受ける全ての経費を抽出し、差額を比較しました。

削減できた主な経費としては、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設に係る修繕料のほか、焼却処理量によって変動する薬剤購入費、光熱水費、燃料費及び施設の保守点検等に要する委託料です。令和5年度末に稼働停止した場合、すなわち現状となりますが、令和4年度から令和5年度までの2か年で約

4億3,900万円を要したところ、令和6年度以降は不要となります。

一方、当初の計画どおり令和7年度末に稼働停止した場合は、老朽化施設を安全に稼働するため、相応の修繕料等が発生しますので、令和4年度から令和7年度までの4か年に約12億2,900万円を要していたと試算しています。これらの差額として7億9,000万円の効果額が生じました。

こうした財政的な効果が生まれた反面、前倒しに伴い、増加した経費もございます。一例を挙げますと、はだのクリーンセンターにおける焼却処理に係る経費です。伊勢原清掃工場90t/日焼却施設が令和7年度末まで稼働を続けていた場合、はだのクリーンセンター単体では、令和6年度と令和7年度における焼却量が年間5万2,000トン程度になると見込んでいました。

しかしながら、前倒しにより、現在は年間 5 万5,000トン程度に増えると見込んでいるため、この増加量3,000トン分の焼却処理や焼却灰処分に係る経費が上昇し、2か年で約4,100万円の追加経費が発生いたします。

このように前倒しに伴い削減できた経費及び追加で発生した経費を勘案して比較した結果、令和4年度から令和7年度までの4か年で約6億9,000万円の効果額が発生すると試算しています。

なお、実際の効果額は令和7年度末までに要した経費が定まった段階で確定いたしますので、ただいま申し上げました試算結果はあくまでも見込みであるという点に御留意をいただきたいと思います。 以上でございます。

〇川口 薫議長 萩原鉄也議員。

〇8番萩原鉄也議員 ありがとうございました。前倒しの効果額については理解いたしました。実に 7億円近い経費を削減できる見込みとのことで、本組合、ひいては両市の財政運営に多大な効果をも たらすものと考えます。

言うまでもありませんが、本組合の事業運営に要する経費の多くは、両市からの分担金で賄われております。すなわち両市民の皆様の御負担によって成り立っています。令和4年度の決算書によりますと、ごみ処理に係る直接経常経費のみで約17億円、これを両市民1人当たりに換算すると、約6,600円を要しています。こうした御負担を可能な限り軽減すべく、今後も長期的な視点に基づく事業費の精査を重ね、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努めていただきたいと思います。

さて、最後になりますが、本組合では1施設化の移行後に起こり得る様々な課題を想定し、その対応策を検討することで、円滑な移行に備えてきたものと考えます。さらに、はだのクリーンセンター 1施設での焼却処理を開始しているため、課題が現実のものとなった場合は、速やかに対応する必要があります。特に焼却炉の故障等が発生した場合、これまでは伊勢原清掃工場90t/日焼却施設と相互にバックアップできる体制となっていましたが、今後は懸念も生じます。

そこで、1施設化に伴い、今後発生のおそれがある主な課題とその対応方針について伺います。

〇川口 薫議長 事務局長。

〇内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、1施設化に伴い今後発生のおそれがある主な課題とその対応方針についてでございます。 想定される課題としては、大きく2点ございます。ごみ量のリバウンドと施設の突発的な故障等による稼働停止でございます。

1点目、ごみ量のリバウンドについては、現在可燃ごみの減量が順調に進んでいるものの、今後の 社会情勢や生活様式の変化により、増加に転じるおそれがないとは言い切れません。特に事業系ごみ は、新型感染症の影響で、事業活動が停滞していた令和2年度に前年度比で約1,500トン減少し、その 後数百トン単位の微増を続けていましたが、令和5年度実績では再び約400トンの減少に転じるなど、 不安定な状況にあります。

再びはだのクリーンセンター1施設で処理可能な量を上回る規模となった場合、圏域外に所在する 民間のごみ処理施設等へ協力を要請することになりますが、ごみ処理は自区内処理が原則となってお り、また圏外搬出には多大な経費を要します。

そのため、今後もごみ量の推移に注視し、両市とともにごみの減量、資源化を推進していくことが 肝要と考えています。

なお、今後両市ではプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法に基づき、プラスチック製品の分別収集が開始される予定となっていますので、可燃ごみのさらなる減量を期待できます。

2点目、施設の突発的な故障等による稼働停止については、日頃から予防保全の視点に立った適正 な維持管理に努めているものの、稼働年数を重ねるにつれ、経年による想定外の故障が発生するおそ れもあります。

こうした場合に備え、神奈川県の湘南地域県政総合センター管内に属する近隣自治体と、ごみ処理 に関わる相互援助協定を締結していますので、緊急事態が発生した際は、協定に基づき支援を要請す ることができます。

また、万一近隣の自治体で受入れができない状況に陥った場合を想定し、令和5年度に関東近郊の 民間処理施設を対象に、運搬距離や処理経費、受入可能量を比較した上で、緊急時の搬出先候補とな る事業者を調査し、必要な協議を進めました。

さらには、はだのクリーンセンターのごみピットに一旦貯留した可燃ごみを急遽外部へ搬出することになった際、搬出車両へ速やかな積替えを可能とする設備を本年度中に設置いたします。

ただいま申し上げた課題の存在を踏まえ、今後もごみ量の推移を注視しつつ、機器設備の現況に応じた適正な維持管理を重ねることで、将来にわたり可燃ごみの安定処理を継続してまいります。 以上でございます。

〇川口 薫議長 萩原鉄也議員。

〇8番萩原鉄也議員 ありがとうございました。両市及び本組合、3者の協働による1施設化の実現 を通して、大幅な可燃ごみの減量を達成し、大きな財政効果を生み出したことは非常に意義が深いと 感じます。しかしながら、今後はだのクリーンセンターのみで安定処理を続ける上では、ただいまお 伺いした課題のほか、想定外の事態が発生することを常に意識しておく必要があると考えます。特に 本年度は1 施設化が開始した初年度に当たることから、より気を引き締めて施設運営に臨まなくては なりません。

また、はだのクリーンセンターは、平成25年1月に竣工した比較的新しい施設だと認識していますが、稼働開始から10年以上経過しているのも事実です。御答弁でも触れられていましたとおり、経年による不測の事態が発生する可能性も高まってまいります。この点近隣自治体との相互援助協定を締結するなど、対応方法を考えられているとのことでした。一応の安心をしておりますが、引き続き施設の運営事業者とも連携し、日々の的確な点検、維持補修を重ね、事故や故障の未然防止を図っていただきたいと思います。

言うまでもなく、本組合の責務はごみの安定処理を通し、秦野市と伊勢原市合わせて約26万人に上る両市民の良好な生活環境を守り続けていくことになります。さらに、日頃から多大な御理解をいただいている周辺住民の方々に、決して不安を抱かれることのないよう安全安心な施設運営を維持する必要があります。こうした強い思いを本組合の職員一同が胸に抱きつつ、1施設化へ向け推進してきた取組の成果やその効果を分析し、今後の事業運営に十分生かしていただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

〇川口 薫議長 以上で萩原鉄也議員の一般質問を終わります。 これで「一般質問」を終わります。

〇川口 薫議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。 これで令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議	長	Л	П		薫
会議録署名詞	義員	阳	蘇	佳	_
会議録署名詞	義員	今	野	康	敏